

告 示

埼玉県告示第五百八号

横瀬町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行っ た者の名称	調査を行っ た時期名	成 果 の 調 査 を 行 っ た 認 証
横瀬町	令和六年度 地籍図二十一枚 横瀬二地区（大字 横瀬の一部）	令和八年七月 一日